

預金口座振替依頼書

ご記入日

年 月 日

株式会社山形銀行／株式会社荘内銀行
株式会社きらやか銀行
米沢信用金庫／山形中央信用組合
農 協

御中

私は下記の収納企業から請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

収 納 企 業 名	日本・アルカディア・ネットワーク(株)
料金等の種類	インターネット利用サービス等
振 替 日	毎月 26 日（土、日、祝日の場合は翌営業日）

フリガナ						金融機関 お届け印		
預 金 口 座	預金者名	(法人の場合、会社名、銀行へのお届け出の肩書き、代表者名をご記入ください)						
	銀行名	銀 行 信用金庫 信用組合 農 協	支 店 支 所 出張所	預金種目 どちらか 一方○印	口 座 番 号 (右詰めでご記入ください。)			
	支店名							
	コード	銀 行 番 号	店 番 号	1. 普 通 2. 当 座				

ご契約者 住 所			
ご契約者 お 名 前		電 話	()

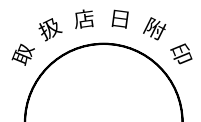
〈預金口座振替規定〉

- 当該金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払い戻し請求書の提出または小切手の振り出しはしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払い戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から当該金融機関に書面により届け出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等の事由があるときは、特に申出をしない限り、当該金融機関はこの契約が終了したものとして取り扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、当該金融機関の責めによる場合を除き、当該金融機関には迷惑をかけません。
- 上記契約番号につき別番号の追加利用、または変更があっても本書は有効として扱われてもさしつかえありません。

金 融 機 関 使 用 欄			
〔不納返却理由〕			
1. 預金取引なし	3. 印鑑相違		
2. 記載事項相違	4. その他		
店名、預金種目	()		
口座番号、通帳記号			
通帳番号、口座名義			
〔備考〕			
検 印	印 鑑 照 合	受 付 印	

〈収納企業使用欄〉

フリガナ			料 金 等 の 類 名	日本・アルカディア・ネットワーク(株)
契約者名			料 金 等 の 類 種	インターネット利用サービス等
契約者 番号等				



(金融機関へのお願い)

この預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に不備がありましたら、不備返却事由欄の該当項目に○印をつけてご返送ください。

〈返送先〉〒993-0011 山形県長井市館町北 6-27 タスビル 3F 日本・アルカディア・ネットワーク株式会社